

第3回 福井県最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日時 令和4年8月4日(木) 10:00~12:30
- 2 場所 福井春山合同庁舎 14階 福井労働局会議室
- 3 出席者 公益代表委員 3名(定数3名)
労働者代表委員 3名(定数3名)
使用者代表委員 3名(定数3名)
- 4 議題
(1) 福井県最低賃金改正決定について
(2) その他

5 議事要旨

議題(1)について

使用者側委員からは、賃金上昇の機運や方向性は理解できる。ただし、零細企業や付随的企業等が多い福井県においては今回の目安額は、影響率等考えても非常に厳しいものがある。仮に目安額を基準や念頭に置く場合であっても、それが基準となって更に1円、2円プラスというものではなく、今年においては目安額が限界である。ただ、目安額を改定決定額として結審するについても、審議会への報告書又は審議会からの答申内容に、福井県内の零細企業に対して十分な考慮をしている旨の表現をすることを望む旨の意見である。

労働者側委員からは、労働者側として明確な金額提示はないものの、具体的考え方や目安金額の捉え方についての主張があった。内容は数年で計画的に1,000円を目指していく。目安額に係る意味については理解している。福井の最低賃金を考えるに当たっては、その2点のほかに他県の状況や差などを埋めていくことも含めて考えていくべきである旨の意見である。

上記とおり、労使双方より具体的な金額提示がないものの、目安額の中で、公益委員の当日見解を示した上で、公労委員、公使委員の個別協議を実施したところ、次回の第4回専門部会にて、公益委員見解に対する採決を実施し、最終的な結審とすることについて、各委員の了解を得た。

議題(2)について

特になし。

